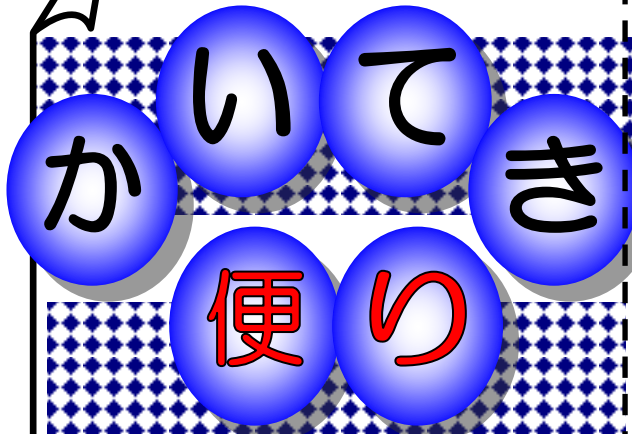


★★★「かいてき便り」を事業者内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！★★★

INDEX



○お知らせ

- ・高齢者見守り人材向け出前講座のご案内
あなたと福祉職場をむすぶポータルサイト「ふくむすび」がリニューアルオープンします！
- ・令和6年度 訪問看護にかかる支援策について・
GビズIDの取得にご協力ください
- ・介護職員処遇改善支援補助金の計画書の提出について
- ・令和6年4月適用の加算に係る届出提出期限について
- ・令和6年度処遇改善計画書・加算届の提出について
- ・＜新規事業＞介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業の実施について
- ・＜新規事業＞介護 DX 推進人材育成支援事業の実施について
- ・介護人材関連事業について
- ・令和6年度 初任者研修等資格取得支援事業 研修事業者募集のお知らせ
- ・令和6年度 介護職員就業促進事業 実施事業者募集のお知らせ
- ・＜新規事業＞令和6年度 訪問介護採用応援事業 実施事業者募集のお知らせ
- ・令和6年度東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業に関するお知らせ

令和6年4月1日発行 第237号

○「高齢者見守り人材向け出前講座」のご案内

お知らせ

高齢者を狙う悪質商法は、社会的に大きな問題になっています。高齢者の消費者被害を未然に防ぐ、又は早期発見するために、高齢者を見守る方々のご協力が大変重要となります。

そこで、東京都では介護事業者、ケアマネジャー、ホームヘルパーの方々をはじめとする地域の高齢者見守りネットワークのメンバー等を対象に、都内各地で出前講座を開催しています。

この講座では、消費生活問題に詳しい相談員などが講師として皆さまのもとに伺い、

◎高齢者を狙う悪質商法の手口と対処法

◎周囲の方の『高齢者見守り』のポイント

◎被害に気づいた場合の対応(消費生活センターへの相談方法等)

などについて、消費者被害の問題にあまり馴染みがない方にも分かりやすくご説明します。

また、**講座のテキストとして、受講後も役立つ「高齢者見守りハンドブック」を配布します。**高齢者の身近で見守りを行う方々の受講をお待ちしています。ぜひご活用ください。

派遣期間：2024年4月1日から2025年3月31日まで ★土日祝日も実施できます！★

※状況により休止となる場合があります。詳細は「くらしWEB(下記)」を参照のこと。

講義時間：原則 午前10時から午後8時までの間で、1～2時間程度

(この時間帯以外をご希望の場合はご相談ください。)

派遣場所：都内のご希望の場所(島しょ地域を除く。)

費用：**無料**

申込条件：●申込者・・・都内の介護事業者、福祉団体、民生・児童委員、医療機関、町会・自治会、老人クラブ
の他、地域の高齢者見守りネットワークの関係者、区市町村等

●受講者・・・原則10人以上

申込受付：2024年4月1日から2025年3月10日まで(先着300回までで受付終了となります。)

申込方法：下記URL(東京くらしWEB)から申込用紙をダウンロードし、必要事項を記入の上、実施希望日の3週間前までに下記申込先までメールまたはFAXを送付してください。

★申込用紙(チラシ)は、都・区市町村の消費生活センター窓口等でも入手できます★

【東京都生活文化スポーツ局HP】東京くらしWEB

https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabитай/de_koza/koure.html

<トップ⇒学びたい⇒出前講座(講師派遣)⇒高齢者見守り人材向け出前講座>

【注意喚起情報】(2月20日国民生活センターより発表)

クリーニング 受け渡し時には必ず状態を確認しましょう！

https://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mailmag/mj-shinsen476.html

【注意喚起情報】(2月21日国民生活センターより発表)

給湯器の点検にご注意くださいー70歳以上の高齢者を中心にトラブル急増！ー

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20240221_1.html

【お申込・お問合せ先】(公社)全国消費生活相談員協会事務局

TEL03-5614-0635(月～金曜日<祝日・年末年始除く>午前9時30分～午後5時)

講座申込メール: Tmimamori@zenso.or.jp

FAX: 03-5614-0743

*この事業は、東京都が上記の事業者を実施委託をしております。

○ あなたと福祉職場をむすぶポータルサイト

お知らせ

「ふくむすび」がリニューアルオープンします！

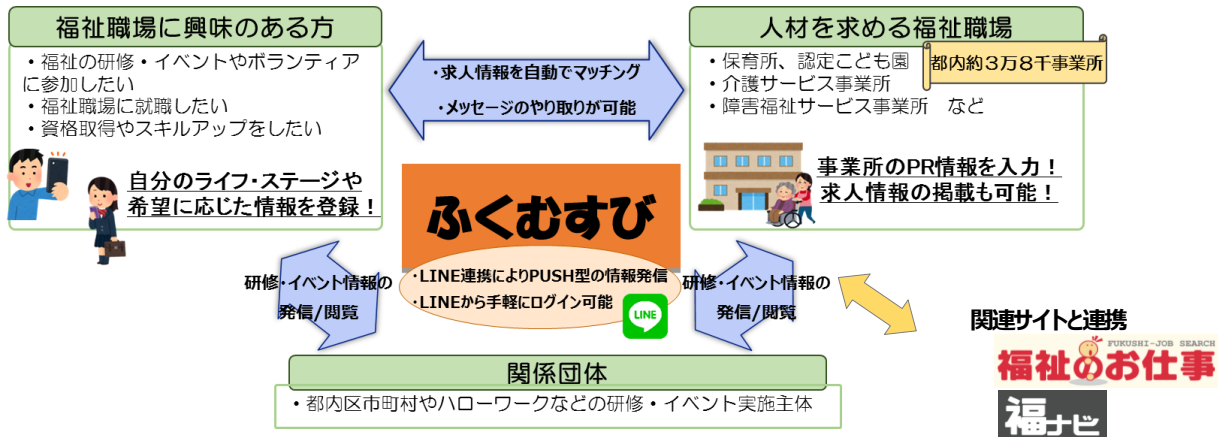
東京都は、福祉の仕事に興味・関心を持っていただけるよう、ポータルサイト「ふくむすび」をリニューアルしました。一人でも多くの方が、福祉の仕事の魅力を発見し、自分に合った福祉職場を見つけられるよう、様々な情報を発信していきます。是非御活用ください。

1 リニューアルオープン日程

令和6年3月27日(水曜日)

※なお、求人・求職に係る機能、法人・事業所のマイページ機能は4月9日(火曜日)開始予定

2「ふくむすび」のイメージ



3 リニューアルのポイント

- 新たに事業所の求人情報(※)の検索・閲覧が可能に。利用者が登録した希望条件(職種・給与等)と求人情報とを自動マッチングし、マッチ度を表示。また、利用者と事業所とでメッセージのやりとりが可能。
- LINEと連携し、スマホのプッシュ通知で新着情報をお知らせ。SNS認証によりその場で「ふくむすび」にログイン可能。
- 画面デザインを刷新し、各種情報共有コンテンツ(職場紹介・職員インタビュー等のコラム、福祉用語集等)も充実。

※求人情報は、「福祉のお仕事」から収集し、掲載しています。

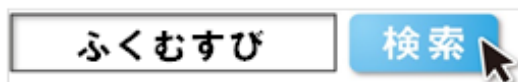
無料で利用できる「ふくむすび」を、事業所の採用活動やPRに御活用ください！！

4 アクセス方法

スマートフォンからも利用できます。

【URL】<https://www.fukushijinza.metro.tokyo.lg.jp/>

【検索】



5 TOP 画面イメージ



【問合せ先】

福祉局生活福祉部地域福祉課福祉人材対策推進担当 ^{森本 香} 雙木・山本
電 話 03(5320)4095

○令和6年度 訪問看護にかかる支援策について

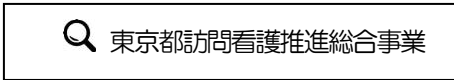
お知らせ

東京都では、地域包括ケアの推進を図るため、在宅療養の中心的な役割を担う訪問看護ステーションへさまざまな支援を行っており、令和6年度も東京都訪問看護推進総合事業として、補助金事業や研修事業などを実施します。

各事業の申請方法や提出書類等の最新情報は、随時東京都ホームページにてご案内いたしますので、申請される場合は必ずご確認ください。


【ホームページ】東京都福祉局＞高齢者＞介護保険＞訪問看護推進総合事業

(<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/houkan/index.html>)



<R6年度東京都訪問看護推進総合事業>

	事業名	申請期限等
補助金事業	(1) 認定看護師資格取得支援事業 認定分野: 訪問看護、皮膚排泄ケア、認知症看護、緩和ケア 特定行為研修・共通科目、在宅療養にかかる科目	10月31日(木)
	(2) 訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業	7月19日(金) ※管理者等が管理者・指導者育成研修の「基礎実務コース」又は「経営安定コース」を修了していることが要件です。(R6年度修了可)
	(3) 訪問看護ステーション代替職員(産休等)確保支援事業	5月31日(金)
	(4) 新任訪問看護師育成支援事業 ★新卒に限らず、訪問看護が未経験であれば対象です。	5月17日(金) ※具体的な採用見込みがなくても、今年度に補助金活用を希望する場合は、期限内に必ず申請してください。※管理者指導者育成研修の「育成定着推進コース」修了者が事業所内に在籍していることが要件です。(R6年度修了可)
その他の取組	東京都訪問看護教育ステーション	訪問看護体験・研修の申込受付中! 各教育ステーションへ直接申込ください。 ※令和6年度より、東京都訪問看護教育ステーションの指定数を増やすため、新しい教育ステーションの公募を行う予定となっております。詳細については東京都訪問看護推進総合事業のホームページにおいてお知らせいたします。
	管理者指導者育成研修 ※(公財)東京都福祉保健財団に委託して実施します。	(1) 育成定着推進コース 6月、7月、9月～10月実施予定 (2) その他コース 11月～12月頃実施予定 ※詳細は別途ご案内いたします。

	訪問看護人材確保事業	※詳細は別途ご案内いたします。
	訪問看護オンデマンド研修の動画公開中	<p>令和元年度から令和 3 年度にかけて実施した「訪問看護師オンデマンド研修事業」の e ラーニング研修の動画を公開しています。</p> <p>訪問看護職等のスキルアップのために、ぜひご活用ください！</p> <p>https://youtube.com/playlist?list=PLQMhyNB4qRZnyDTlzPTAr5MPDQTr9STE</p>  <p>※本動画のリンクを、<u>関係者以外に広く共有することや、「公開」設定となっている再生リストへの追加はお控えください。</u></p>

【お問合せ先】

在宅支援課 介護医療連携推進担当 TEL03-5320-4216

○GビズIDの取得にご協力ください

お知らせ

東京都では、介護サービス事業者の皆様からの各種申請手続きの電子化を進めています。昨年度から、各種補助金の申請受付を電子化するほか、事業所の新規指定申請・更新申請・変更届について、段階的に電子申請とする予定です。

これらの電子申請にあたってはGビズIDの取得が必要になります。下記<ポイント>の記載のとおり、ID取得には申請書類準備とデジタル庁の審査に時間を要しますので、余裕を持った申請をお願いします。

特に、令和6年度以降に新規指定申請を予定されている事業者の方は、①GビズIDの取得と、②登記情報提供サービスの利用申し込みを完了させただうえで、申請書を提出するようお願いします。

<ポイント>

- ・GビズIDは、行政サービスにログインするための共通認証システムで、以下のリンク先、デジタル庁のホームページから申請します。
デジタル庁ホームページ：<https://gbiz-id.go.jp/top/>
- ・IDの申請は事業者(法人)単位で行っていただきます。
- ・GビズIDには、メンバーとプライムがあり、補助金申請等にはプライムの取得が必要です。
- ・申請には印鑑証明書(原本)が必要で、書類審査は原則2週間以内とされていますが、補助金等の締切りまでに余裕を持った申請をお願いします。



<その他>

- ・事業所の新規指定申請を行うためには、添付書類の登記事項証明書を電子データで提出するため、GビズIDの他に、登記情報提供サービスの利用申し込みも必要です。
- ・以下リンク先の一般社団法人民事法務協会のホームページから申請します。
一般社団法人民事法務協会のホームページ：<https://www1.touki.or.jp/gateway.html>



<お問合せ先>

- ・GビズIDに関すること

GビズIDヘルプデスク 0570-023-797

【受付時間】9:00~17:00(土・日・祝日、年末年始を除く)

メールでもお問合せ可能です。(下記URL参照)

<https://gbiz-id.go.jp/top/contact/contact.html>

- ・登記情報提供サービスに関すること

一般財団法人 民事法務協会 0570-020-220

【受付時間】8:30~18:00(土・日・祝日、年末年始を除く)

Web フォームや FAX でもお問合せ可能です。(下記URL参照)

https://www1.touki.or.jp/inquiry/index_teikyou.html

○介護職員処遇改善支援補助金の計画書の提出について

お知らせ

都は、介護職員の処遇改善を図るため、「介護職員処遇改善支援補助金」を令和6年2月から5月までを対象期間として交付します。事業内容については別添の厚生労働省のリーフレットをご参照ください。

本補助金の申請では、**令和6年4月15日(月)まで**に「介護職員処遇改善計画書(以下「計画書」という。)」を、**法人単位で作成の上**、都知事に提出する必要があります。

なお、計画書の提出については、以下のホームページに**計画書の様式**、**提出フォーム**及び**質問フォーム**を掲載しますので、必要事項をご記入の上、提出いただきますようお願いいたします。

【東京都・ホームページ掲載場所】

○東京都福祉局 > 高齢者 > 介護保険 > 東京都介護サービス情報 > 介護職員処遇改善支援補助金について(令和6年2月から5月)



https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/shogukaizen_shien_hojokin_R6.html

【注意事項】

- 1 計画書の提出期間は、**令和6年4月1日(月)から令和6年4月15日(月)**です。
なお、この期限までに提出のない場合は、本補助金を交付できませんので御注意ください。
- 2 5月に新規に指定を受けられる介護サービス事業所・施設で、本補助金の申請を希望する場合は、事前に**下記の質問フォームまでご連絡ください**。そのうえで、**令和6年5月15日(水)まで**に計画書をご提出ください。なお、新規開設時点で補助金の交付要件を満たす必要がありますので、ご注意ください。
- 3 本補助金の計画書は、**八王子市内の介護サービス事業所・施設並びに東京都内の地域密着型サービス及び介護予防・日常生活総合事業についても東京都が提出先**となります。処遇改善加算の計画書とは提出先が異なりますので、本補助金の計画書に記入漏れがないようご注意ください。万が一、記入漏れがあった事業所については本補助金の対象にはなりませんのでご注意ください。
なお、介護予防・日常生活支援総合事業については、令和6年4月時点で介護職員等ベースアップ等支援加算(以下、「ベア加算」という。)と同様の加算を算定している場合に本補助金の対象になります。ベア加算と同様の加算を算定しているかどうかについては区市町村にご確認ください。

【介護職員処遇改善支援補助金に関するお問い合わせ】

下記URL先の質問フォームよりお問い合わせください。



<https://f12743d8.form.kintoneapp.com/public/5239f8a6da4b16e17288f7d686b9e7db4e9f00e4eb07d9202cc18460190d210c>

※計画書の提出に関するお問い合わせはお早目をお願いいたします。(提出期限間近での質問フォームでのお問い合わせには、対応できない可能性があります。)

○ 令和6年4月適用の加算に係る届出提出期限について

お知らせ

新たに加算を取得する場合、取得中加算の区分変更をする場合又は取得中の加算を取り下げる場合は適用月前月 15 日(短期入所生活介護事業所については適用月初日)までに届出が必要としているところですが、令和 6 年 4 月適用の届出の提出期限については**令和 6 年 4 月 15 日**までとなりました。

つきましては、制度改正に伴い提出が必要となった届出等は、上記提出期限までにご提出ください。

特に、6 年度介護報酬改定により、業務継続計画(BCP)未策定の場合や、高齢者虐待の発生又は防止の措置が未対応の場合は基本報酬が減算されることとなりましたが、**減算とならない事業所は届出の提出が必要**となるため、下記の通りご提出ください。

1 減算とならない場合に必要な届出書類

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書及び介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

※業務継続計画策定の有無、高齢者虐待防止措置実施の有無の加算区分は「2 基準型」を選択してください。

2 届出がない場合の取扱いについて

期限までに、それぞれの加算区分「2 基準型」として届出がない場合、「1 減算型」とみなされます。

これに伴い、減算せずに介護報酬を請求した場合、国保連合会の審査において返戻(エラー)となる可能性がありますのでご注意ください。

3 令和 6 年 4 月 15 日までに届出がない場合に減算となる東京都指定サービス

○BCP未策定の場合の減算

通所介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

○高齢者虐待の発生又は防止の措置が未対応の場合の減算

訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

※6 月から減算適用がある医療系サービス(訪問看護等)については、今後届出の提出期限をお知らせします。

○令和6年度処遇改善計画書・加算届の提出について

お知らせ

令和6年6月からは、介護報酬改定に伴い、介護職員処遇改善加算(以下、「旧処遇改善加算」という。)、介護職員等特定処遇改善加算(以下、「旧特定加算」という。))及び介護職員等ベースアップ等支援加算(以下、「旧ベースアップ等加算」という。以下、旧処遇改善加算、旧特定加算、旧ベースアップ等加算を合わせて「旧3加算」という。)の各区分の要件及び加算率を組み合わせる形で、令和6年6月から介護職員等処遇改善加算(以下、「新加算」という。)へ一本化されます。

1 新加算の適用にあたっての手續きについて

「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書及び介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(以下、併せて「加算届」という。))」、「令和6年度処遇改善計画書(以下、「計画書」という。))」の提出が必要となります。

例年は、加算区分の変更がない場合は加算届の提出は不要ですが、今回は報酬改定に伴い、**新加算を取得する全事業所・施設が加算届を提出する必要があります。**

つきましては、下記の記載内容及びホームページをご確認いただき、加算届及び計画書を同時に提出いただきますようお願いいたします。

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei//hoken/shogu/index.html>



2 提出方法

クラウドアプリにて計画書と加算届を同時に申請してください。上記のホームページに計画書の様式、加算届の様式及び提出用クラウドアプリのリンクを掲載いたします。

※加算届は事業所ごとに作成し、提出先ごとにzipファイル形式でまとめてご提出ください。なお、各サービス種別の提出先の一覧については、上記ホームページに掲載いたします。

※5月新規開設事業所につきましては、一部提出方法が異なります。詳細は上記ホームページに掲載いたします。

3 提出期日

計画書及び加算届共に**令和6年4月15日(月)**

※全施設・事業所は6月から新加算を取得するための加算届を提出する必要があります。期日までに計画書又は加算届のいずれか片方でも提出がない場合、新加算を取得できなくなるため、上記期限までご提出いただきますようお願いいたします。

4 その他

○職種間配分ルールの緩和について

新加算等を用いて行う賃金改善における職種間の賃金配分については、介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある介護職員に重点的に配分することとするが、**介護サービス事業者等の判断により、介護職員以外の職種への配分も含め、事業所内で柔軟な配分を認められることとなりました。**

なお、令和6年4月及び5月に旧3加算を算定する場合にも、介護職員以外への柔軟な配分が可能です。

○申請様式の簡素化について

介護サービス事業所の事務負担に配慮し、同一法人内の事業所数が10以下の介護サービス事業者等については、別紙様式6により処遇改善計画書の作成及び提出を行うことができます。特に、1法人1事業所の方は、簡素化のメリットが大きいので、積極的な活用を検討してください。

また、令和6年3月時点で加算を未算定の事業所が、令和6年6月以降、新規に新加算Ⅲ又はⅣを算定する場合には、新加算Ⅲ又はⅣに対応する令和6年4月及び5月の旧3加算の区分の算定と併せて、別紙様式7-1により処遇改善計画書の作成及び提出を行うことができます。

○令和6年4月または5月から旧加算を新たに取得する場合や、取得区分を変更する場合も、上記2、3のとおり必要書類をご提出ください。

○令和6年7月以降に新加算を適用する場合の提出期日等については、追ってホームページ等からご案内します。

5 問い合わせ先

計画書に関する問い合わせは、上記のホームページに設けている質問フォームからお願いいたします。

【加算取得に向けた支援のご案内】

◆社会保険労務士による加算取得に向けた書類作成等の支援を実施します！

- 介護職員処遇改善加算等取得促進支援事業において、新加算の取得に向けた書類作成等に係る個別の指導・助言を行います。
- 「新加算を新たに取得したい・より上位の区分を取得したい」などといった都内介護サービス事業所様は、是非ご利用ください。電話や訪問による相談を、社会保険労務士が“無料”で行います。
- 4月下旬を目途に新加算の概要を説明する動画を以下の東京都社会保険労務士会 HP にて公開予定です。こちらについても視聴をご検討ください。※動画の配信時期は現時点における予定です。配信時期が変更になる可能性もありますので、予めご了承ください。

なお、国による新加算の説明動画も以下のリンクよりご視聴いただけますので、併せてご確認ください。

○介護職員等処遇改善加算のご案内(令和6年度版)

https://www.youtube.com/watch?v=0lwFfEP_Ogk

○介護職員等処遇改善加算等 令和6年度の計画書の記入方法について(一般事業者向け・別紙様式2)

<https://www.youtube.com/watch?v=msjlCoySrNI>

【介護職員処遇改善加算等取得促進支援事業に関する問合せ先】 東京都社会保険労務士会

[URL] <https://x.gd/3npCu>

※上記HPにて、令和6年度の事業について順次ご案内予定です。

電話相談・訪問予約はこちらから↓

「処遇改善加算相談窓口」フリーダイヤル 0120-179-117

○ <新規事業> 介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業の実施について

東京都では、介護事業者の人材確保の観点から、令和6年度より新たに「介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業」を実施します。

事業詳細についての説明動画及び資料を下記リンクにて公開しております。

ぜひご覧ください。

●配信動画掲載先(リンク)

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/koureihoken/kyojushientokubetsuteate.html>

【事業概要】

- 住居費等生活コストの高い東京の実情を踏まえ、介護報酬の国の見直しが見直されるまでの間、介護職員及び介護支援専門員に対して、都が居住支援特別手当を支給します。

【支給額】

- 月1万円
- 勤続年数が1年目から5年目までの介護職員には、さらに1万円加算

【担当】

東京都福祉保健財団運営支援室 居住支援手当(介護)担当 (電話 03-6302-0091)

○ <新規事業> 介護 DX 推進人材育成支援事業の実施について

東京都では、介護事業者が生産性向上に継続的に取り組む体制を確保することを目的として、令和6年度より新たに「介護 DX 推進人材育成支援事業」を実施します。

【事業概要】

- 介護事業所において、DX を推進するためのリーダーとなる人材(=介護 DX 推進人材)を育成・配置する場合に、1名あたり50万円/年(1法人につき、2名まで。補助率 10/10)を補助する。

【対象者】

- 令和6年4月1日時点で都内において開設している介護保険法に基づく介護サービスを提供する、介護サービス施設等(法第72条の2の規定による共生型サービスは除く。)の設置者

【対象経費】

- 介護 DX 推進人材の手当
- 介護 DX 推進人材の研修費・資格取得費
- 介護 DX 推進人材の研修期間に不在となる際の、代替職員雇用費

【令和6年度の申請スケジュール(予定)】

以下は、暫定版のスケジュールとなります。

交付要綱・手引き等公開	交付申請受付	交付決定	実績報告受付	額確定	補助金振込
令和6年度			令和7年度		
4～7月	8・9月	1月	3月～4月上旬	5月中旬	5月下旬

【都ホームページ】

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigoDXjinzai.html>



【お問合せ先】

東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課介護人材担当 (電話 03-5320-4267)

○ 介護人材関連事業について

お知らせ

東京都では、介護人材の確保・定着・育成に向けた様々な取組を行っております。

令和6年度の各事業の詳細や、募集等の最新情報は、順次、東京都福祉局ホームページ等にてご案内いたしますので、申請等をご検討される場合は、必ず随時ご確認ください。

【東京都福祉局】(介護人材関連事業ページ)

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/jinzai.html>

※ 各事業の詳細は、上記に掲載の各事業ページへのリンクより参照できます。

○ 令和6年度 初任者研修等資格取得支援事業 研修事業者募集のお知らせ

東京都では、介護人材のすそ野拡大を図るため、「**初任者研修等資格取得支援事業**」を実施します。

本事業は、都内で介護業務への就労を希望する求職者等に対して、無料の**介護職員初任者研修**又は**生活援助従事者研修**を開講し、資格の取得を支援するものです。つきましては、対象講座を開講する都内の研修機関（研修事業者）を募集します。たくさんのご応募をお待ちしております。

※本事業の対象に決定した研修機関に、研修修了人数に応じた費用を支払いますので、**事業者のご負担はありません**。

※ 令和5年度までの参加者要件「本事業の申込前に職場体験を実施すること」は不要となります。

これに伴い、**最早の開講時期が約1か月早まります**（6月上旬から受講開始予定）。

※ 本事業は、令和5年度まで「介護職員資格取得支援事業」として実施していたものです。

【公募(応募受付)期間】

令和6年4月1日（月曜日）から4月15日（月曜日）正午まで<<必着>>

【応募方法】

本事業の委託先である東京都福祉人材センターへ、**メール及び郵送**にてお申し込みください。

※ 事業の詳細は、東京都福祉人材センター又は東京都福祉局のホームページをご覧ください。

【東京都福祉人材センター】

<https://www.tcsw.tvac.or.jp/jinzai/kaigojinzaikakuho.html>

【東京都福祉局】

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/jinzai.html>

【お問合せ先】

東京都福祉局 高齢者施策推進部 介護保険課 介護人材担当（電話 03-5320-4267）

東京都福祉人材センター（電話 03-5211-2910）

○令和6年度 介護職員就業促進事業 実施事業者募集のお知らせ

お知らせ

東京都では、介護分野への人材の参入促進と即戦力の確保を図るため、「**介護職員就業促進事業**」を実施します。

本事業は、介護業務への就労を希望する方を対象に、介護事業所等で有期雇用し、介護業務に従事しながら介護職員初任者研修等を受講させることで、介護事業所での雇用確保と資格取得支援を併せて行うものです。つきましては、本事業を実施する介護事業者を募集します。たくさんのご応募をお待ちしております。

【事業概要】

- 介護業務への就労を希望する方を都内の介護保険施設等で雇用(最大6か月の有期雇用)し、介護業務に従事しながら、介護職員初任者研修等を受講してもらいます。
- 雇用期間中の給料・研修受講費用等は、東京都の定める上限額の範囲内で東京都が負担します。
- 希望する場合は、有期雇用契約期間終了後の継続雇用も可能です。
- 本事業の委託先である東京都福祉人材センター(社会福祉法人東京都社会福祉協議会)と介護事業者との間で、業務委託契約を締結して実施するものです。

【対象等】

- 対象事業所……都内で介護サービスを提供する介護施設など
 - ※ **訪問介護系サービス事業所は、本事業ではなく、「訪問介護採用応援事業」**をご利用ください。
- 対象者……介護業務への就労を希望する離職者等
- 実施規模……950人程度(1事業所あたり3人まで)
- 受講対象研修……介護職員初任者研修(無資格者の場合)
実務者研修(初任者研修等修了者の場合)

本事業は、**令和5年度からの変更点があります**ので、必ず以下のホームページにてご確認ください。

【公募(応募受付)期間】<公募一次>

令和6年4月1日(月曜日)から4月15日(月曜日)正午まで<送信完了>

**4/1 ~ 4/15正午
公募(応募受付)期間**

**4月下旬
受託事業者決定**

**5月上旬~1/31
事業期間**

- 事業者の採用活動
- 11/1までに雇用開始
- 研修の受講(有期雇用期間中)

※ 2回目の募集<公募二次>(公募期間:6月上旬~6月中旬)も予定しておりますが、雇用開始時期によっては、最大6か月を確保できない場合がありますので、やむを得ず上記の<公募一次>に間に合わない場合のみ、<公募二次>にてご応募ください。

【応募方法】

本事業の委託先である東京都福祉人材センターホームページより、専用の**応募登録システム**にてお申し込みください。

※ 事業の詳細は、東京都福祉人材センター又は東京都福祉局のホームページをご覧ください。

【東京都福祉人材センター】

<https://www.tcsw.tvac.or.jp/jinzai/kaigojinzaikakuho.html>

【東京都福祉局】

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/jinzai.html>

【お問合せ先】

東京都福祉局 高齢者施策推進部 介護保険課 介護人材担当（電話 03-5320-4267）

東京都福祉人材センター（電話 03-5211-2910）

○ <新規事業> 令和6年度 訪問介護採用応援事業 実施事業者募集のお知らせ

東京都では、人手不足が深刻な訪問介護分野への参入促進と即戦力の確保を図るため、「**訪問介護採用応援事業**」を実施します。

本事業は、介護業務への就労を希望する方を対象に、訪問介護事業所で有期雇用し、介護業務に従事しながら介護職員初任者研修等を受講させることで、訪問介護事業所での雇用確保と資格取得支援を併せて行うものです。つきましては、本事業を実施する介護事業者を募集します。たくさんのご応募をお待ちしております。

【事業概要】

- 介護業務への就労を希望する方を都内の訪問介護事業所で雇用(最大6か月の有期雇用)し、介護業務に従事しながら、介護職員初任者研修等を受講してもらいます。
- 雇用期間中の給料・研修受講費用等は、東京都の定める上限額の範囲内で東京都が負担します。
- 希望する場合は、有期雇用契約期間終了後の継続雇用も可能です。
- 本事業の委託先である東京都福祉人材センター(社会福祉法人東京都社会福祉協議会)と介護事業者との間で、業務委託契約を締結して実施するものです。

【対象等】

- 対象事業所……都内で介護サービスを提供する訪問介護事業所
 ※ 訪問介護系サービス以外の施設・事業所は、本事業ではなく、「**介護職員就業促進事業**」をご利用ください。
- 対象者……介護業務への就労を希望する離職者等
- 実施規模……300人程度(1事業所あたり3人まで)
- 受講対象研修…介護職員初任者研修(無資格者の場合)
 実務者研修(初任者研修等修了者の場合)

本事業は、令和5年度の介護職員就業促進事業との変更点がありますので、必ず以下のホームページにてご確認ください。

【公募(応募受付)期間】<公募一次>

令和6年4月1日(月曜日)から4月15日(月曜日)正午まで<<送信完了>>

4/1 ~ 4/15正午
公募(応募受付)期間

4月下旬
受託事業者決定

5月上旬~1/31
事業期間

- 事業者の採用活動
- 11/1までに雇用開始
- 研修の受講(有期雇用期間中)

※ 2回目の募集<公募二次>(公募期間:6月上旬~6月中旬)も予定しておりますが、雇用開始時期によっては、最大6か月を確保できない場合がありますので、やむを得ず上記の<公募一次>に間に合わない場合のみ、<公募二次>にてご応募ください。

【応募方法】

本事業の委託先である東京都福祉人材センターホームページより、専用の**応募登録システム**にてお申し込みください。

※ 事業の詳細は、東京都福祉人材センター又は東京都福祉局のホームページをご覧ください。

【東京都福祉人材センター】

<https://www.tcs.w.tvac.or.jp/jinzai/kaigojinzaikakuho.html>

【東京都福祉局】

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/jinzai.html>

【お問合せ先】

東京都福祉局 高齢者施策推進部 介護保険課 介護人材担当（電話 03-5320-4267）

東京都福祉人材センター（電話 03-5211-2910）

○ 令和6年度東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業に関するお知らせ

お知らせ

東京都では、介護職員の確保定着を図るため、「東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業」を実施しております。本事業は、都内に所在する介護保険サービスを提供する民間の事業所等に対して、介護職員の宿舎の借り上げを支援し、住宅費負担を軽減することで、介護職員の働きやすい職場環境の実現と、地域の災害福祉拠点として災害時の迅速な対応を推進することを目的としています。

本事業は、令和6年度より、以下のとおり制度の拡充を予定しております。

1 助成対象期間についての見直し

現行の「1戸当たりの助成対象期間（最大4年間）」を撤廃します。

ただし、同一の職員が利用できるのは、最大でも10年までとします（現に利用している職員は、令和6年4月1日を始期として扱います。）。

2 助成対象戸数についての見直し

現行の「1事業所当たりの助成対象戸数（最大20戸）」について、上限戸数に達した場合でも、以下の外国人材については、助成の対象とします。

- 在留資格介護
- 特定技能（介護）
- 技能実習生（介護）
- 留学生
- EPA介護福祉士候補者等

この拡充内容については現時点で予定している内容です。

詳細は、今後、東京都福祉保健財団のホームページ等にてお知らせする予定ですので、今しばらくお待ちください。

【問合せ先】

公益財団法人東京都福祉保健財団

事業者支援部 運営支援室 宿舎借り上げ支援事業担当(介護)

TEL 03-3344-8548

ホームページ <https://www.fukushizaidan.jp/304shukusha/>